

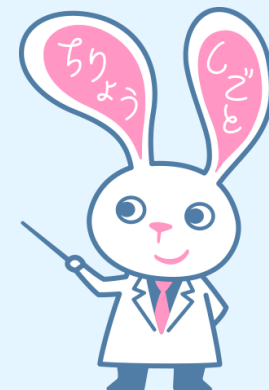
治療と仕事の両立支援



ちりょうさ

独立行政法人労働者健康安全機構
千葉産業保健総合支援センター

1. 治療と仕事の両立支援が努力義務化された背景
2. 両立支援の進め方＜環境整備＞
3. 両立支援の進め方＜支援が必要になったとき＞



病気の治療のため労働者が退職するデメリット

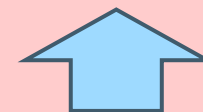
事業主

- ・ 人材投資上の損失、スキル・ノウハウの損失
- ・ 人材採用が困難
- ・ 人材育成のための時間・費用の投資

労働者

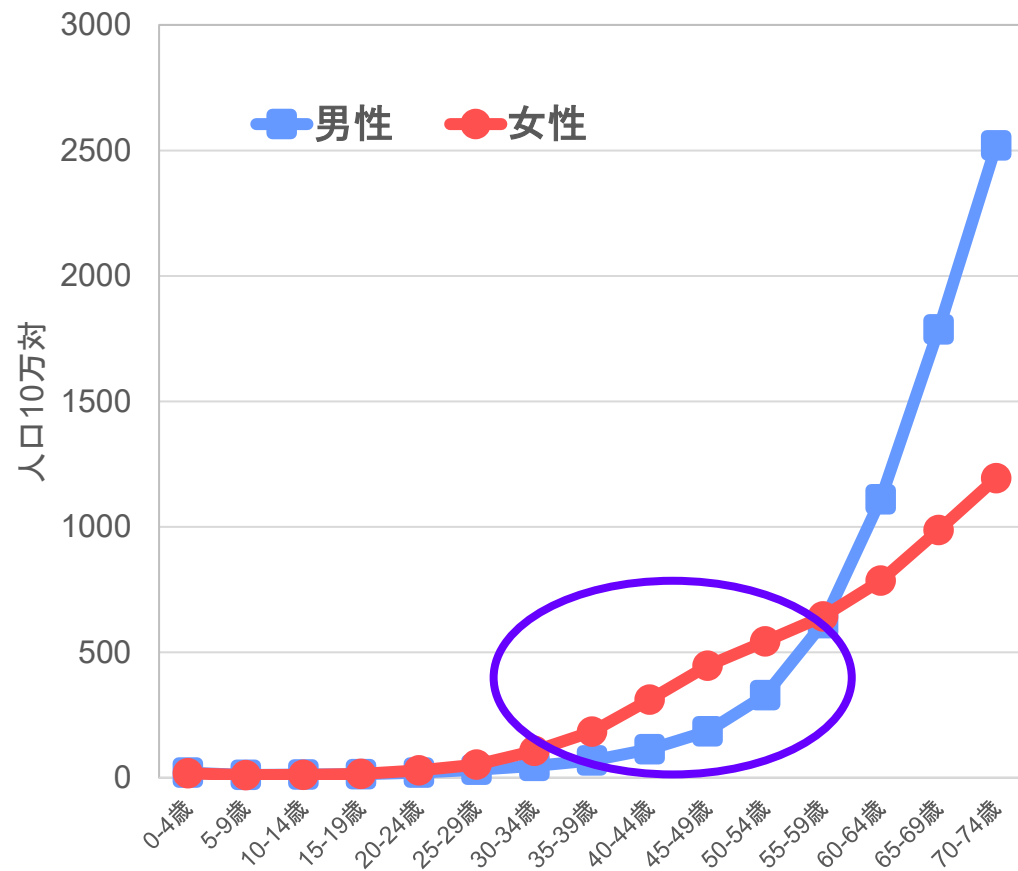
- ・ 収入の減少
- ・ 治療、療養費用による家計の圧迫
- ・ 年齢上昇にともなう再就職の困難さ

治療と仕事の
両立支援



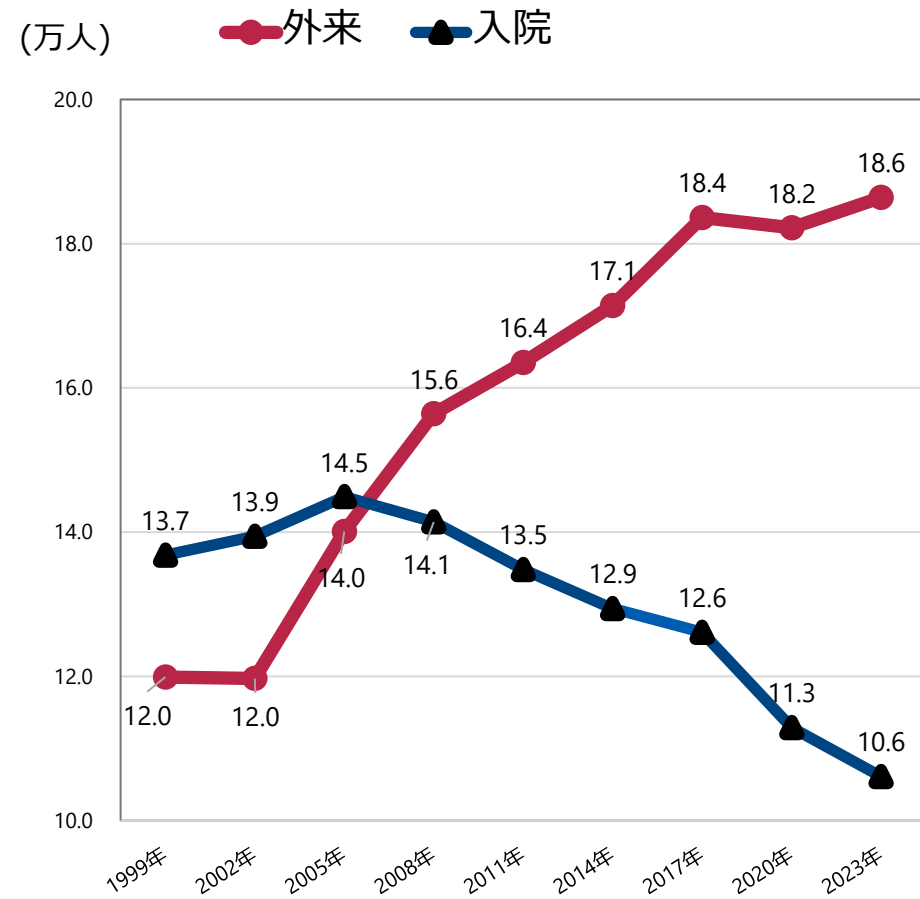
努力義務に
なりました
R8.4.1より

がん患者数の推移



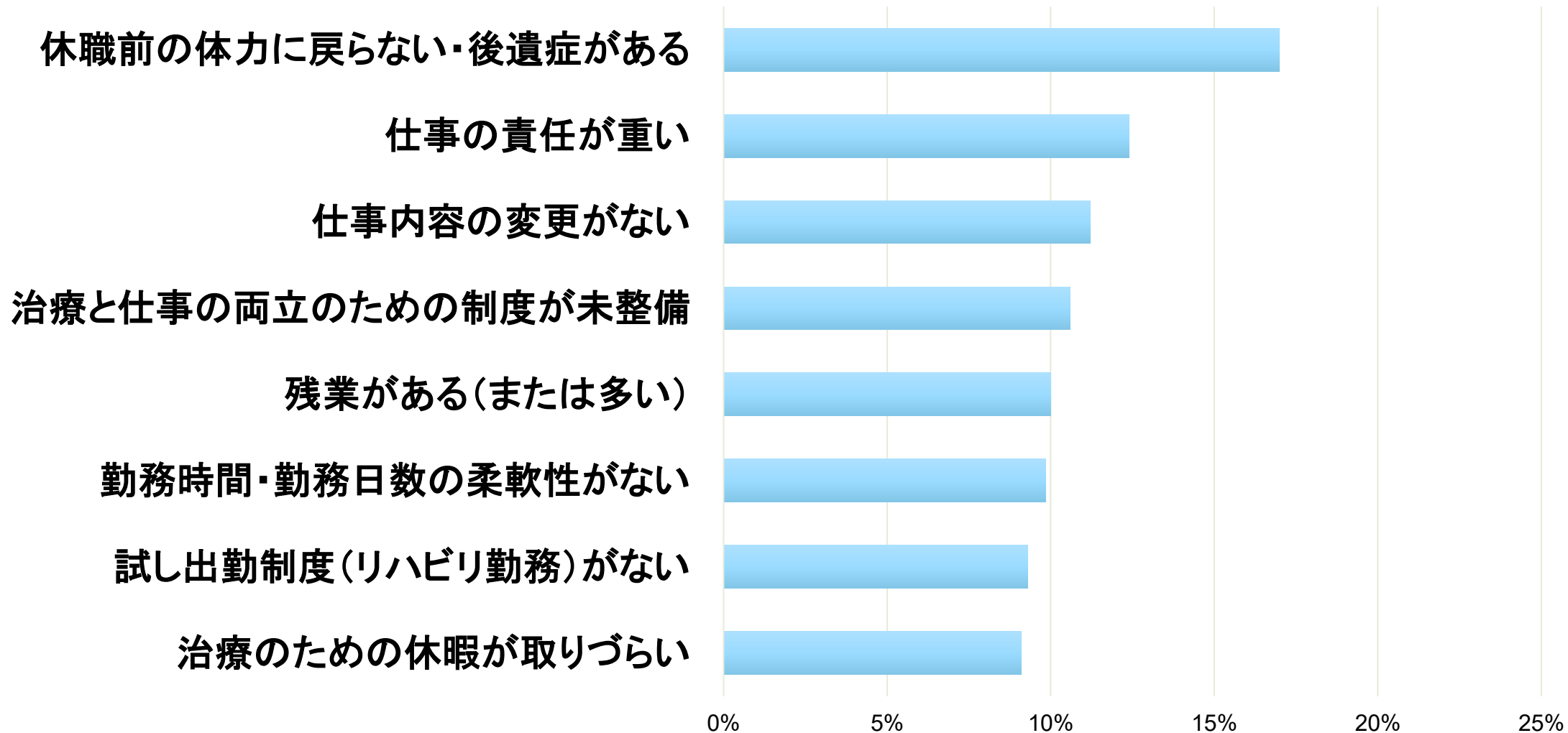
2020年 国立研究開発法人国立がん研究センター 患者調査

がんの入院患者・外来患者数の推移



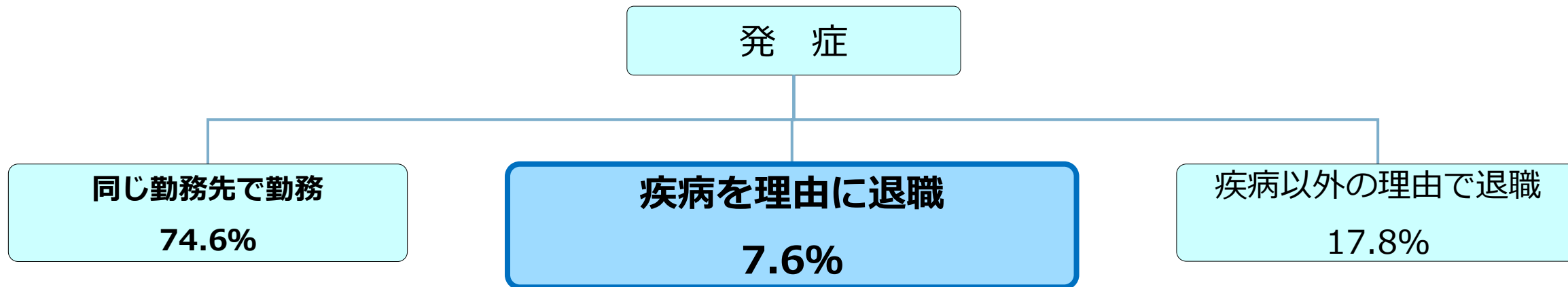
資料出所：厚生労働省「令和5年患者調査」

復職で困難と感じたこと（複数回答）

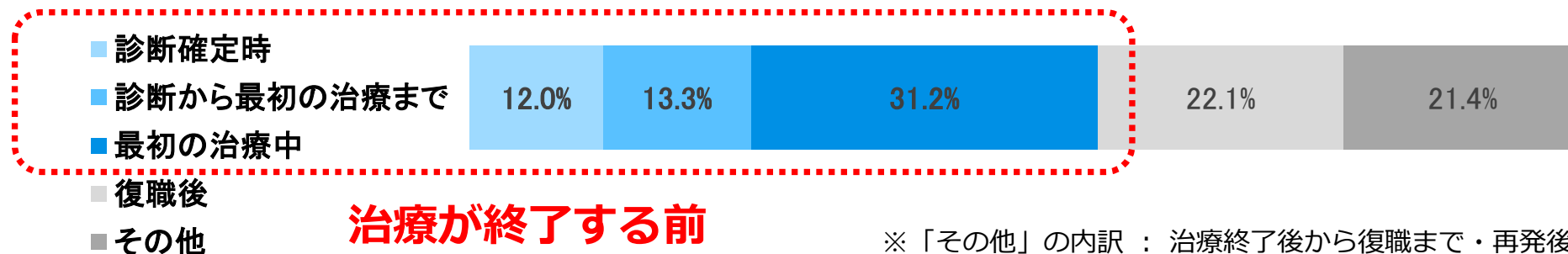


発症後の就業の状況

(がん・心疾患・脳血管疾患・肝炎・糖尿病・難病)



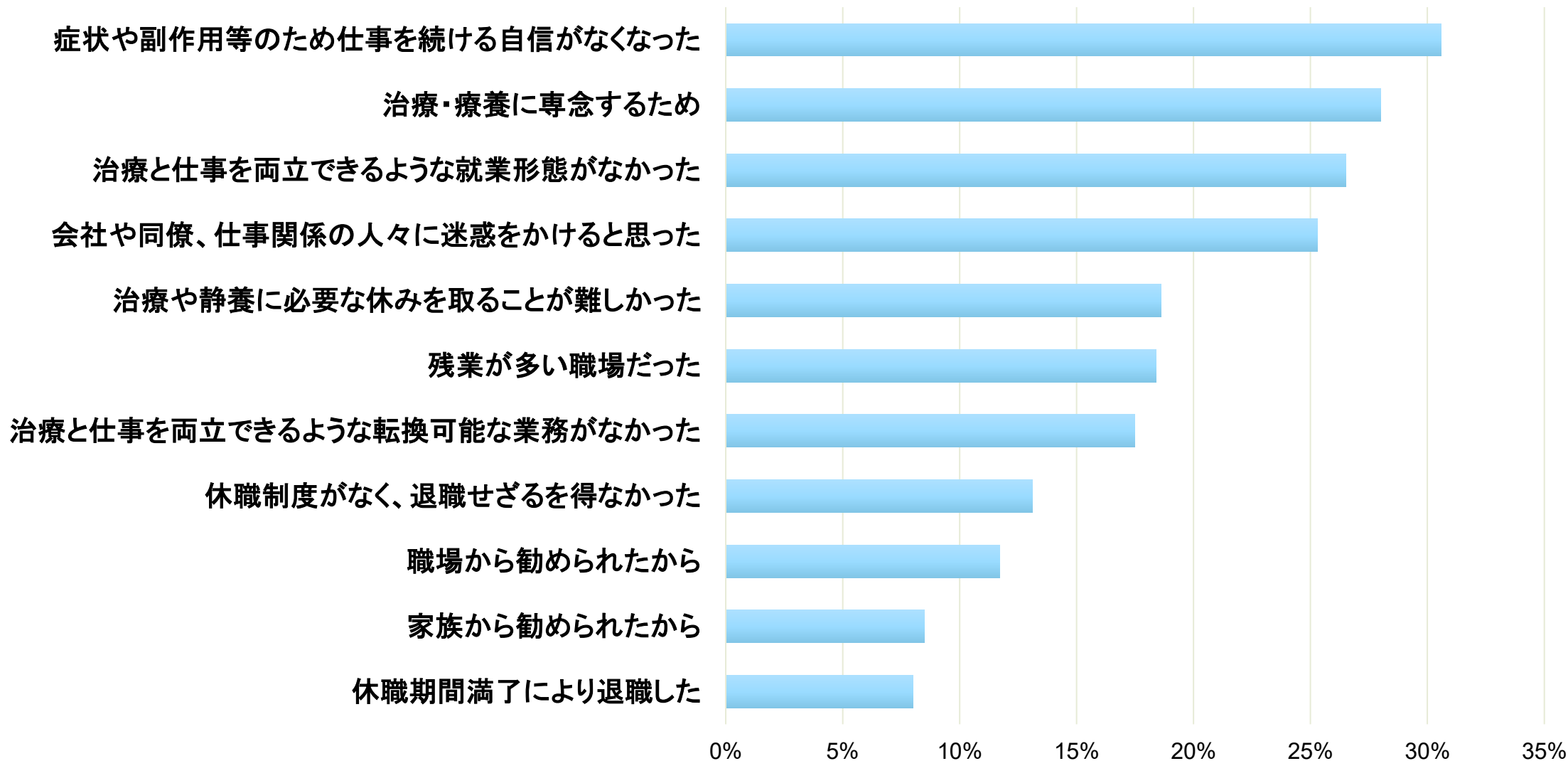
疾病を理由に退職した時期



**治療が終了する前
56.5%**

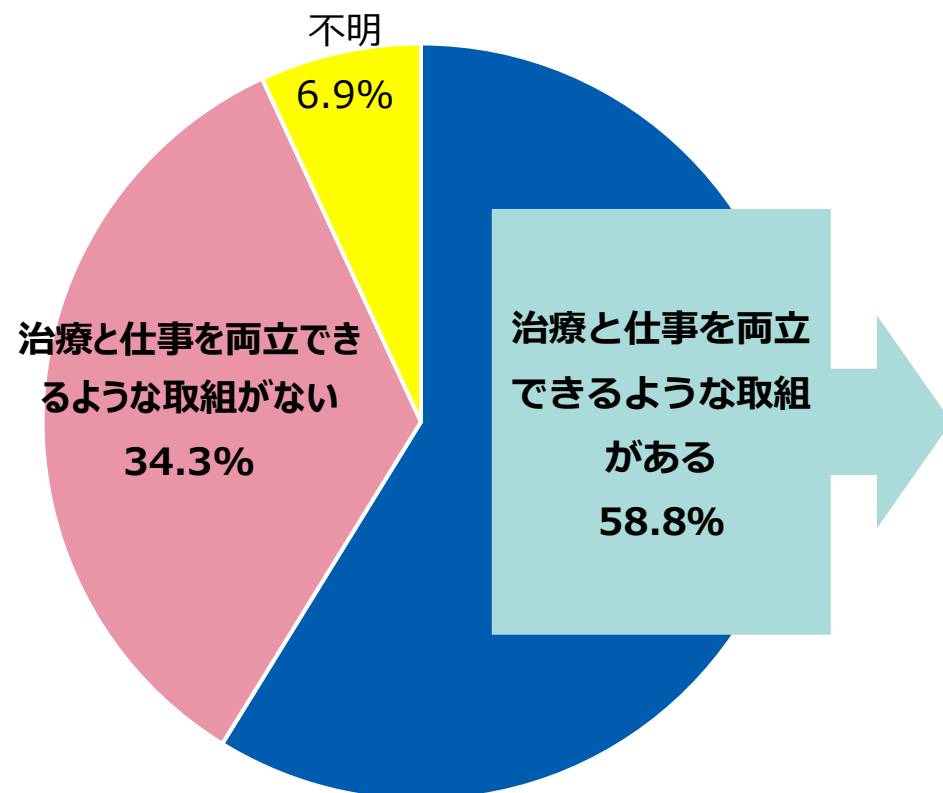
※「その他」の内訳：治療終了後から復職まで・再発後に退職

疾病を理由に退職した人の退職理由（複数回答）

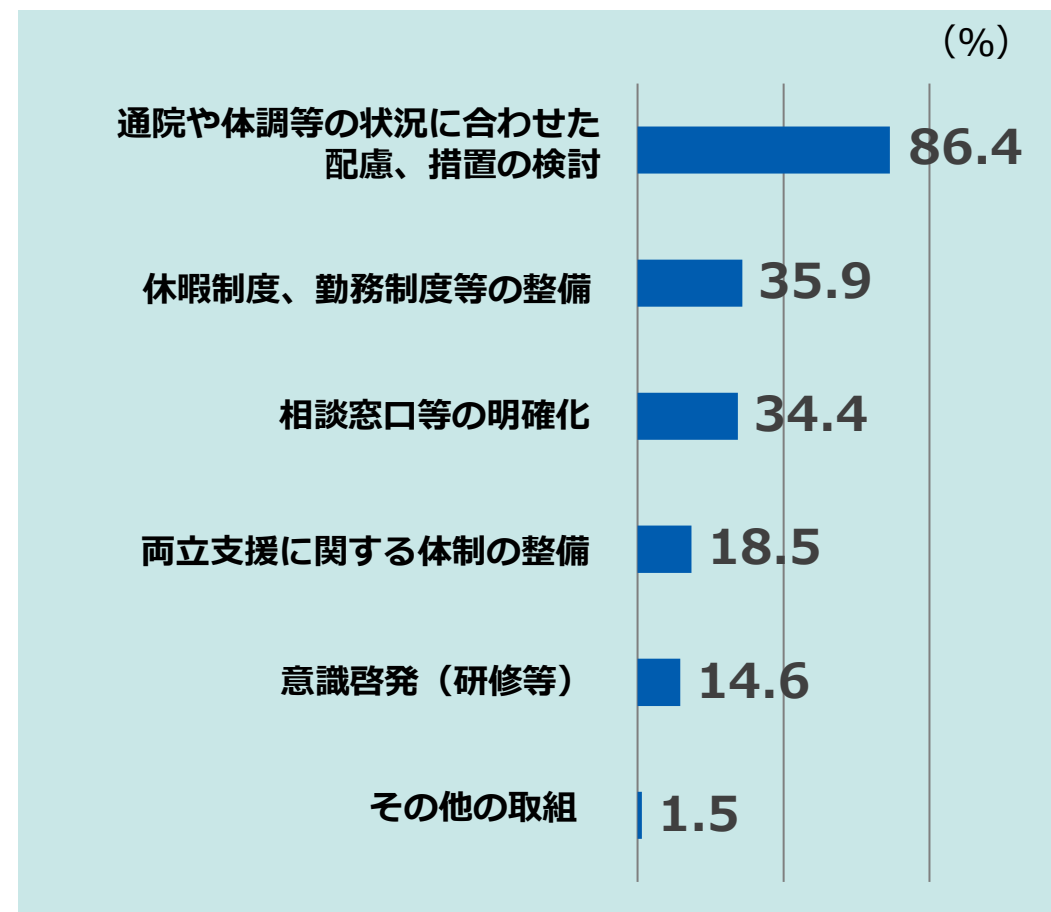


事業場の取り組みの状況

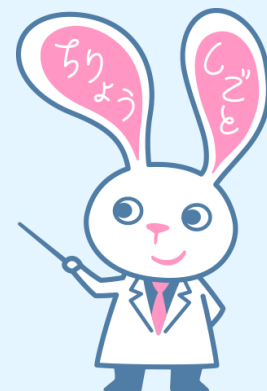
治療と仕事を両立できるような取組の有無



取組の内容



- 1 . 治療と仕事の両立支援が努力義務化された背景
- 2 . 両立支援の進め方＜環境整備＞
- 3 . 両立支援の進め方＜支援が必要になったとき＞



両立支援の進め方＜環境整備＞

- 1 事業主による基本方針の表明と労働者への周知
- 2 両立支援に関する制度の検討・整備
- 3 相談窓口の明確化
- 4 同僚の理解と協力のための研修等による意識啓発

「治療しながら働く」ために有効な制度

柔軟な**休暇制度**

時間単位の
有給休暇

半日単位の
有給休暇

治療目的の病気休暇
(時間単位or1日単位)
(有給or無給)

働く**時間**を柔軟に調整

時差出勤

短時間勤務

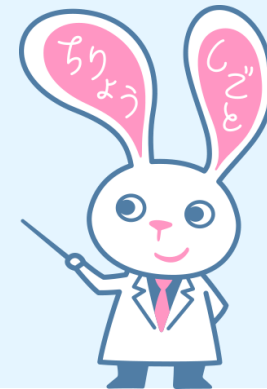
フレックスタイム

働く**場所**を柔軟に調整

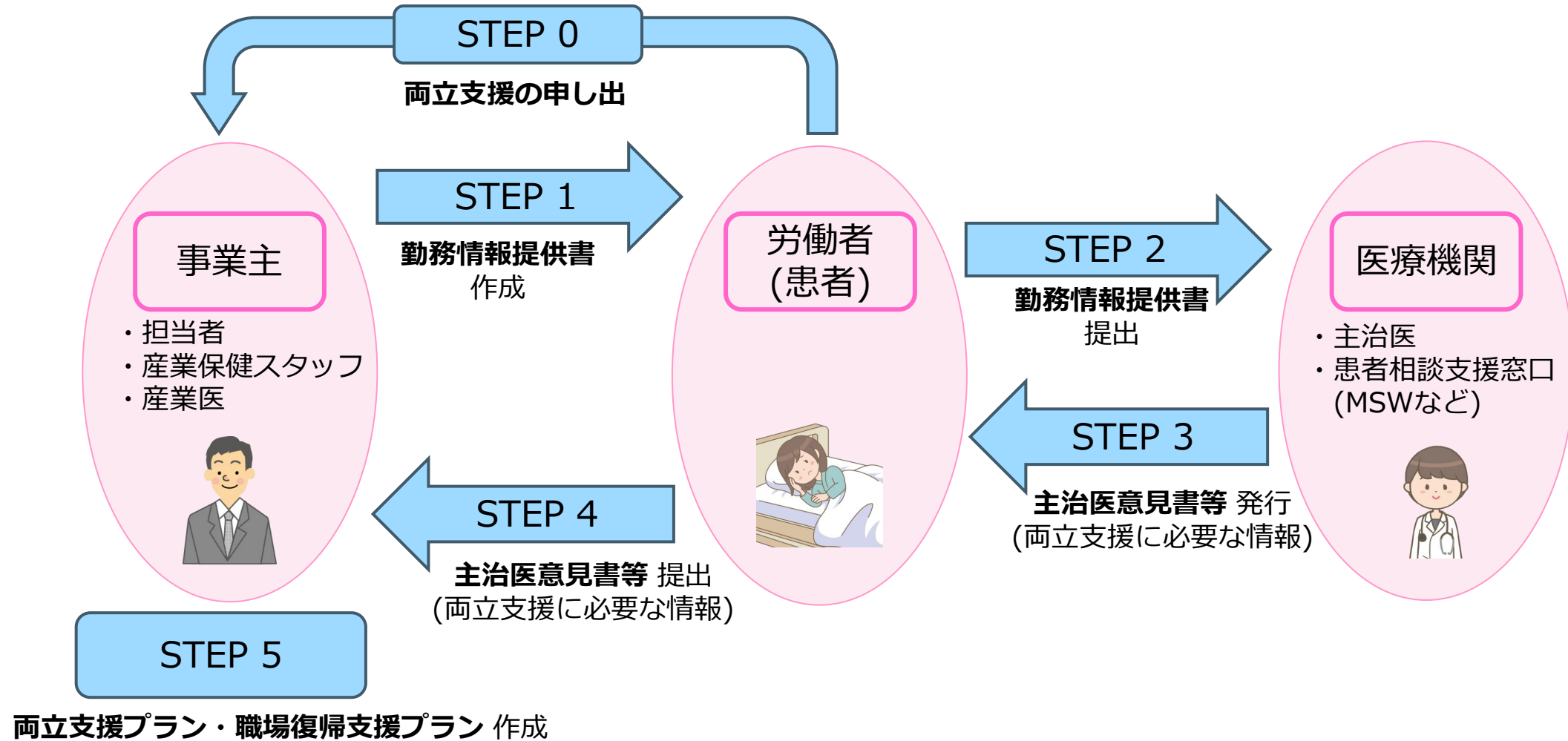
在宅勤務

テレワーク

- 1 . 治療と仕事の両立支援が努力義務化された背景
- 2 . 両立支援の進め方＜環境整備＞
- 3 . 両立支援の進め方＜支援が必要になったとき＞



治療と仕事の両立支援の進め方＜支援が必要になったとき＞



治療と就業の両立支援指針

治療と就業の両立支援指針

治療と就業の両立支援指針



企業・医療機関 連携マニュアル

- がん
- 脳卒中
- 肝疾患
- 難病
- 心疾患
- 糖尿病

ダウンロードできます ➡

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

千葉産業保健総合支援センター



診断書

千葉 太郎 様

診断名 ABCがん

上記の者、○年○月より、治療のために入院
していたが、△月△日退院となった。

今後は、外来にて抗がん剤治療を行う予定で
ある。

約1週間の自宅療養後、短時間より勤務を
開始し、当面の間、軽作業なら可能である。

以上

XYZ病院
関東 次郎

頻度は？
仕事の調整は必要？

勤務先には
短時間勤務制度がない

いつまで？

軽作業って？

主治医に労働者の仕事の情報を提供する

①勤務情報提供書(両立支援カード)作成

- ・主治医へ労働者の詳細な業務内容等を伝える目的で作成する。

②勤務情報提供書(両立支援カード)を主治医に渡す

- ・意見書には、勤務情報提供書で伝えた業務内容に応じた「望ましい就業上の措置」、「治療に対する配慮事項」等を記載してもらう。

事業場担当者



勤務情報提供書
または
両立支援カード
を協力作成



労働者(患者)



勤務情報提供書
または
両立支援カード



主治医



勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	生年月日			年	月	日
住所						
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など (作業場所・作業内容)					
職務内容	☐ 体を使う作業(重作業) ☐ 体を使う作業(軽作業) ☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業 ☐ 寒冷場所での作業 ☐ 高所作業 ☐ 車の運転 ☐ 機械の運転・操作 ☐ 対人業務 ☐ 遠隔地出張(国内) ☐ 海外出張 ☐ 単身赴任					
勤務形態	☐ 常勤勤務 ☐ 二交代勤務 ☐ 三交代勤務 ☐ その他()					
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間、週 日間) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)					
通勤方法 通勤時間	☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関(着座可能) ☐ 公共交通機関(着座不可能) ☐ 自動車 ☐ その他() 通勤時間: () 分					
休業可能期間	年 月 日まで (日間) (給与支給 ☐ 有り ☐ 無し 傷病手当金 %)					
有給休暇日数	残 日間					
その他 特記事項						
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病欠休暇 ☐ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務(テレワーク) ☐ 試し出勤制度 ☐ その他()					

会社において選任されている産業医等に✓してください。

☐ 産業医 ☐ 総括安全衛生管理者 ☐ 衛生管理者 ☐ 安全衛生推進者 ☐ 衛生推進者 ☐ 保健師

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日 (本人署名)

令和 年 月 日 (会社名)

住所 電話番号

主治医から意見書を受け取る

③意見書を受け取り、復職の判断・勤務継続の判断をする

- 主治医の意見書をもとに、復職の可否、治療しながら働く事の可否について社内で検討し、**最終的に事業主が判断する。**
(産業医がいる場合は産業医の意見も参考に)

主治医



主治医の意見書



労働者（患者）



事業場担当者



治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名	生年月日			年	月	日		
住所								
病名								
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)							
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))							
退院後／治療中の就業継続の可否	☐ 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) ☐ 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) ☐ 現時点で不可(療養の継続が望ましい)							
望ましい就業上の措置	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。							
治療に対する配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。							
上記の措置期間	年		月	日	～	年	月	日

上記内容を確認しました。

令和 年 月 日 (本人署名)

上記のとおり、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

令和 年 月 日 (主治医署名)

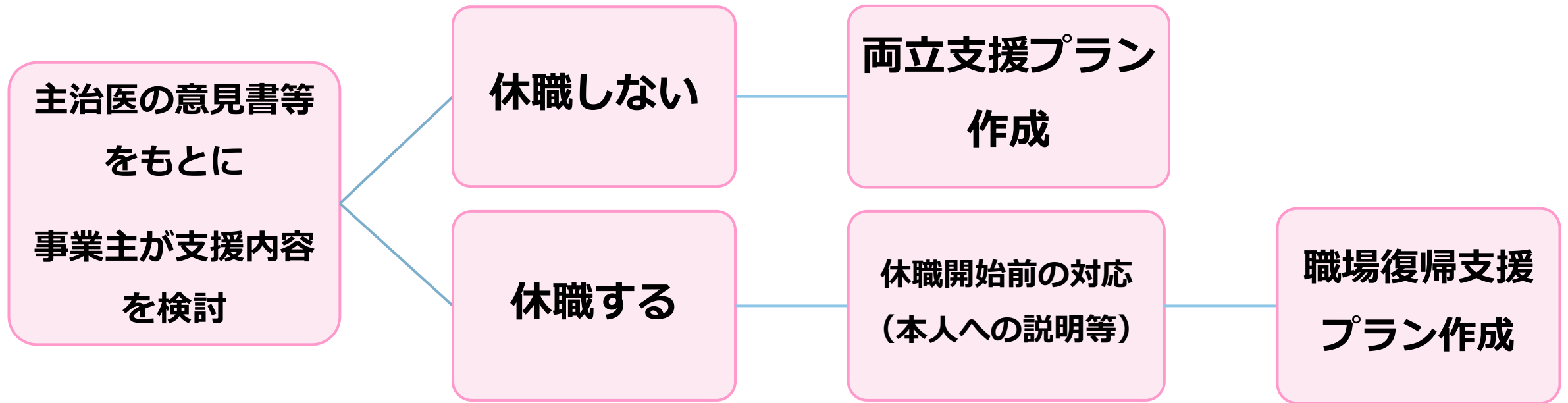
住所

電話番号

※1 この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就業を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

※2 職場復帰・就業継続の可否や具体的な就業上の配慮等に関しては、主治医の意見をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定するものです。

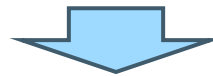
事業主が主治医の意見書を受け取った後の流れ



「病歴」は要配慮個人情報に該当

要配慮個人情報とは

- 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するもの
- 第三者への開示には、**必ず本人の事前同意が必要**



情報を取り扱う従業員の範囲を限定し、第三者への漏えい防止も含めた管理体制の整備が重要

休職する場合、事業主から本人への説明事項（例）

本人へ 社内制度の説明

- ・ 有給休暇(時間単位含む)の残日数
- ・ 休暇制度(特別休暇、傷病休暇等)
- ・ 休職制度
- ・ 休職中の ①給与、賞与支給の有無 ②社会保険料の徴収方法
- ・ 社内窓口

本人へ 公的保障制度の 説明

- ・ 傷病手当金 → 具体的な支給額を明示する
- ・ 高額療養費・高額療養費の限度額適用認定証
- ・ 健康保険組合独自の付加給付
- ・ 確定申告による医療費控除

治療の予定が決まった時に会社が準備すること（例）

＜休職する場合・休職せず働きながら治療する場合 どちらにも共通＞

本人との
話し合い
+
業務体制の
見直し

- ・ 本人へ、就業上の配慮の希望を確認
- ・ 担当する業務について職場体制の見直し
- ・ 検査・治療のための通院時間の確保（通院頻度・所要時間の確認）
- ・ 社内窓口の明示
- ・ 長期間休む場合には、定期的な連絡について連絡方法・頻度の取り決め

患者の心の中

病気は治るのか

収入が無くなって
しまう

職場に迷惑を
かけてしまう

家族の生活費

色々決めるための
時間が足りない

結婚の予定

どの治療方法を
選択するか

取り掛かっている
仕事はどうしたら
よいか

治療で体に
どのくらいの
ダメージを
受けるのか

子供が産めなくな
るのではないか

治療費は
どれくらい
かかるのか

退職

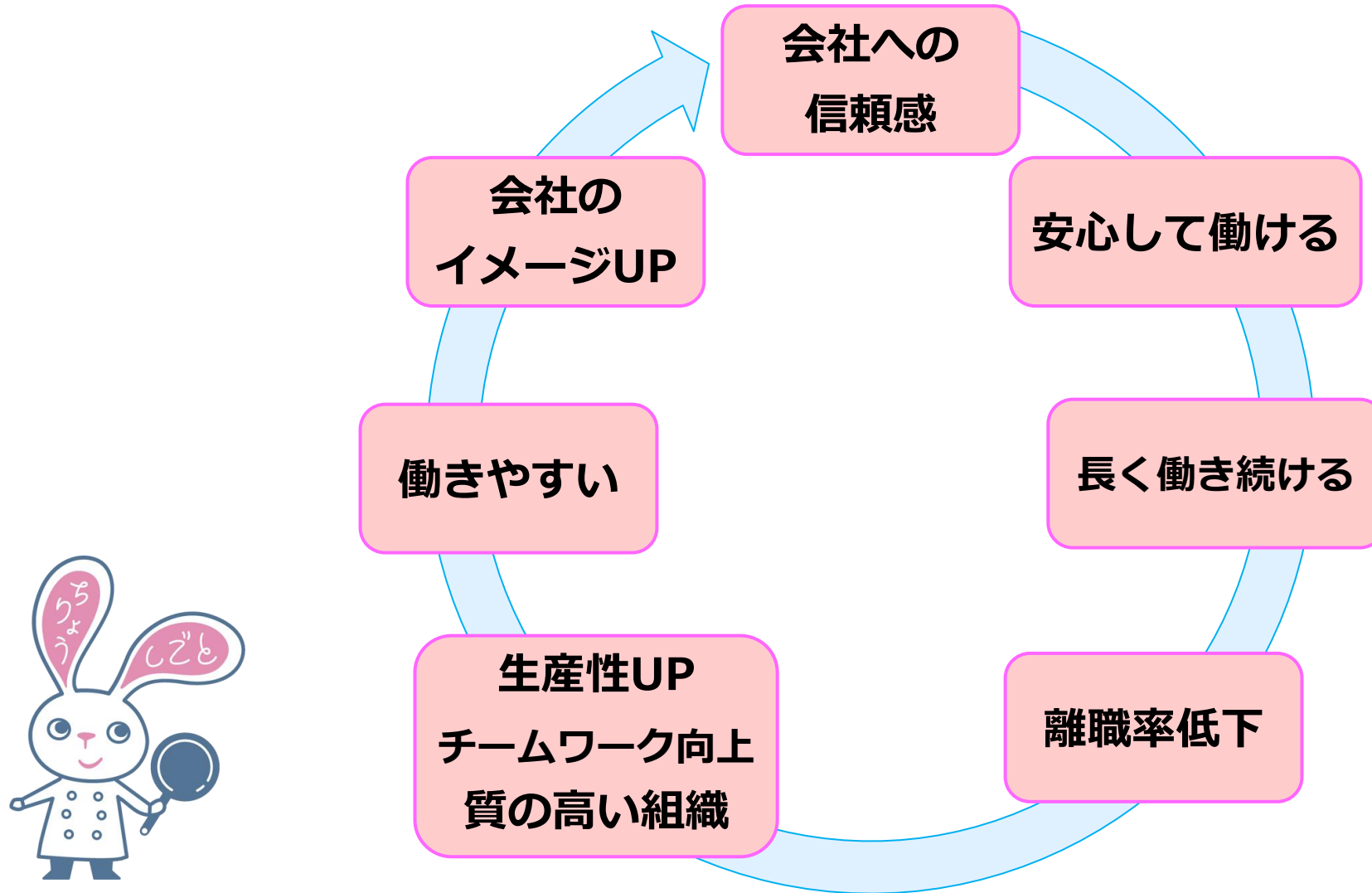
もうすぐ子供が
産まれる

子供の学費

家事分担は
どうする

親の介護

治療と仕事の両立支援を進めることの効果



◆出典

- 厚生労働省 令和4年 労働安全衛生調査（実態調査）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/r04-46-50.html>

- 厚生労働省 令和5年(2023)患者調査

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/23/index.html>

- 国立研究開発法人国立がん研究センター がん情報サービス

https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/cancer/1_all.html

- 独立行政法人労働政策研究・研修機構

治療と仕事の両立に関する実態調査（患者WEB調査）

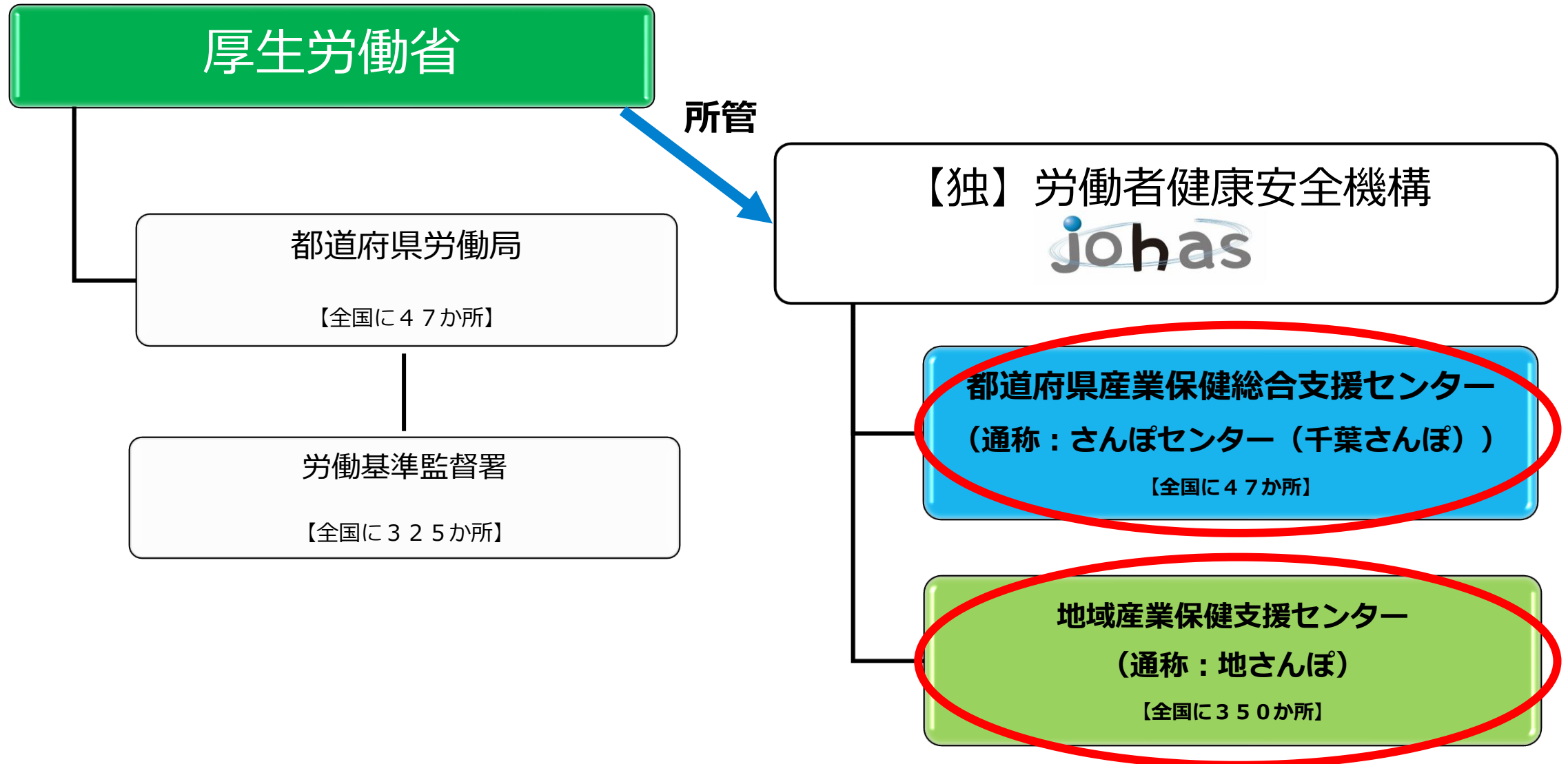
<https://www.jil.go.jp/institute/research/2024/241.html>（更新日 2024年3月26日）

(独) 労働者健康安全機構

千葉産業保健総合支援センター

～事業案内～

千葉産業保健総合支援センターとは？



【注】「さんぽセンター」と「地さんぽ」では行うサービスが異なります。

千葉産業保健総合支援センター（千葉さんぽ） ～業務案内～



事業の規模を問わず、産業保健活動に携わる事業主、労務・安全衛生担当者、産業医、保健師、看護師などの方々を対象に以下の支援を「無料」でおこなっています。

専門的研修 セミナー



産業医、医療関係者、大学教授、弁護士など有識者が講師で行います。

- ◎事業主、労務、安全衛生担当者、産業医、保健師、看護師等を対象に様々なテーマで研修(セミナー)を実施しています。
- ◎オンラインでのセミナーも多数実施しています。
- * 研修予定やご参加申込はホームページでご確認下さい。

メンタルヘルス 対策



メンタルヘルス対策の専門スタッフが支援をおこないます。

- ◎中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援。
- ◎管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

治療と仕事の 両立支援



治療と仕事の両立支援の専門スタッフが支援をおこないます。

- ◎事業場に赴き、制度導入の支援
- ◎管理監督者や社員を対象とした意識啓発教育
- ◎事業者や人事労務担当者からの両立支援に関する相談
- ◎労使が仕事と治療の両立に取り組むための調整支援



専門的相談



産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令に豊富な知識を有する医師や保健師等の相談員が対応します。

- ◎産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で解決方法を助言しています。
- ◎事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には事業場を訪問する実地相談も実施しています。



地域産業保健センター（ちさんぽ） ～業務案内～

労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やその労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断結果 についての 医師意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業者が医師から意見を聴くことができます。

* 労働安全衛生法第66条の4関係



長時間労働者や 高ストレス者に 対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

* 労働安全衛生法第66条の8～10関係



労働者の健康管理 （メンタルヘルス 含む）に係る相談

◎健康診断で、脳・心臓疾患関連項目に異常の所見があった労働者に対して、医師や保健師が日常生活面での保健指導を行います。

◎メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して医師又は保健師が相談・指導を行います。

（ただし、医学的診断を行うものではありません）

* 労働安全衛生法第66条の7関係含む



提供するサービスは「無料」です。

千葉産業保健総合支援センター

独立行政法人労働者健康安全機構
千葉産業保健総合支援センター

〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-8
日進センタービル8階
TEL: 043-202-3639
FAX: 043-202-3638
e-mail: info@chibas.johas.go.jp
URL: https://www.chibas.johas.go.jp



【 開所時間 】
平日 8時30分～17時15分
土日祝を除く
※窓口相談は予約制となっております



●交通機関 JR千葉駅から徒歩約15分
京成千葉中央駅から徒歩約5分



独立行政法人労働者健康安全機構

地域産業保健センター 一覧

センター名	所在地	電話	担当地域
		ファックス	
千葉市	261-0001 千葉市美浜区幸町1-2-2 桑田ビル4F	043-242-1220	千葉市
		043-242-1352	
船橋	273-0864 船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター2F	047-424-9322	船橋市、市川市、 習志野市 八千代市、 鎌ヶ谷市、浦安市
		047-424-9310	
東葛北部	277-0852 柏市旭町1-4-18後藤ビル2F 読売新聞 千葉北部読売会内	080-9370-2053 tokatusanpo @chibas.johas.go.jp	柏市、松戸市、野田市、 流山市、我孫子市
銚子海匝	288-0063 銚子市清水町3177-1 銚子市医師会内	0479-22-5603	銚子市、匝瑳市、旭市
		0479-22-5603	
安房	294-0045 館山市北条2578-27	0470-29-5650	館山市、鴨川市、 南房総市、鋸南町
		0470-29-5651	
君津木更津	292-0832 木更津市新田3-4-30 君津木更津医師会内	0438-22-6206	木更津市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市
		0438-22-6206	
市原市	290-0050 市原市更級5-1-48 市原市医師会内	0436-24-5599	市原市
		0436-23-3080	
印旛香取	286-0036 成田市加良部3-17-2 印旛市郡医師会内	0476-27-0331	成田市、佐倉市、富里市 印西市、印旛郡、白井市 四街道市、八街市、 香取市、香取郡
		0476-27-0331	
山武長生夷隅	283-0005 東金市田間3-9-1 東金市保健福祉センター 1F	0475-55-4136	東金市、山武市、山武郡 茂原市、大網白里市、 長生郡、勝浦市、いすみ市、 夷隅郡
		0475-55-4136	

◆コーディネーターは常勤ではない為、電話が繋がらない場合があります。
その場合は、左記「千葉産業保健総合支援センター」へご連絡ください。
◆ご利用申込書はHPからダウンロードできます。



ご清聴ありがとうございました

独立行政法人労働者健康安全機構
千葉産業保健総合支援センター